

令和7年3月25日

一宮市病院事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市病院事業管理者
松 浦 昭 雄

一宮市病院事業部管理規程第12号

一宮市病院事業会計規程の一部を改正する規程

一宮市病院事業会計規程(平成25年一宮市病院事業部管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(随意契約) 第90条 令第21条の13第1項第1号の規定により随意契約によりすることができる場合は、売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えない場合とする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>130万円</u> (2) 財産の買入れ <u>80万円</u> (3) 物件の借入れ <u>40万円</u> (4) 財産の売払い <u>30万円</u> (5) 略 (6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>50万円</u>	(随意契約) 第90条 略 (1) 工事又は製造の請負 <u>200万円</u> (2) 財産の買入れ <u>150万円</u> (3) 物件の借入れ <u>80万円</u> (4) 財産の売払い <u>50万円</u> (5) 略 (6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>100万円</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。